

平成27年第15回教育委員会

臨時会議事録

平成27年10月26日

東久留米市教育委員会

平成27年第15回教育委員会臨時会

平成27年10月26日午後4時50開会
市役所3階 議会会議室

- 議題
- (1) 議案第63号 東久留米市特別支援教育推進計画の策定について
 - (2) 議案第64号 東久留米市特別支援教室設置計画の策定について
 - (3) 議案第65号 平成27年度東久留米市一般会計（教育費）補正予算（案）について
 - (4) 議案第66号 東久留米市スポーツセンター指定管理者の指定依頼について
 - (5) 諸報告
 - ①東久留米市教育振興基本計画〔改訂版〕（案）の検討状況について
 - ア) 東久留米市教育振興基本計画〔改訂版〕（案）に対するパブリックコメントの実施結果
 - イ) 東久留米市教育振興基本計画策定等に関する懇談会（第1回）の開催
 - ②東久留米市の財政分析について
 - ③その他
-

出席者（5人）

教 育 長	直 原 裕
委 員 (教育長職務代理者)	尾 関 謙一郎
委 員	名 取 はにわ
委 員	細 川 雅 代
委 員	細 田 初 雄

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	師 岡 範 昭
指 導 室 長	加 納 一 好
教 育 総 務 課 長	遠 藤 毅 彦
学 務 課 長	傳 智 則
生 涯 学 習 課 長	市 澤 信 明
図 書 館 長	岡 野 知 子
主幹・統括指導主事	富 永 大 優

事務局職員出席者

庶 務 係 長	鳥 越 富 貴
---------	---------

傍聴者 1人

◎開会及び開議の宣告

(開会 午後4時50分)

○直原教育長 平成27年第15回教育委員会臨時会を開会します。本日は全員出席です。

◎議事録署名委員の指名

○直原教育長 本日の議事録の署名は細田委員にお願いします。

○細田委員 はい。

◎議事録の承認について

○直原教育長 議事録の承認ですが、平成27年9月8日に開催した第9回定例会の議事録についてご確認をいただきました。特に修正のご連絡をいただきませんでした。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

異議なしと認め議事録は承認されました。

◎傍聴について

○直原教育長 傍聴の許可に入ります。今日はいらっしゃいますか。

○鳥越係長 いらっしゃいます。

○直原教育長 それではお入りいただきます。

(傍聴者入室)

◎会議時間の延長

○直原教育長 間もなく定刻の午後5時となりますが会議時間を延長したいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認め、会議時間を延長します。

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○直原教育長 議事に入ります。「議案第63号 東久留米市特別支援教育推進計画の策定について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○師岡教育部長 「議案第63号 東久留米市特別支援教育推進計画の策定について」、上記議案を提出する。平成27年10月26日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由は、「東久留米市特別支援教育推進計画」を策定し、今後の本市の特別支援教育推進の方向性を明らかにし、特別支援教育の充実に向けた具体的な取り組みを実行していく必要があるためです。詳しくは担当から説明します。

○加納指導室長 東久留米市特別支援教育推進計画は、「東久留米市教育振興基本計画」及び「東久留米市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」に基づき、本市における特別支援教育の推進に関する方向性を示した計画です。この計画の期間は平成27年度から平成32年度までの6年間です。内容について説明します。第一部では、「東久留米市特別支援教育推進計画の基本的な考え方」

を示しています。2ページからの第1章では「推進計画の背景」として、国、東京都及び東久留米市の動向、及び東久留米市における教育支援の現状を述べています。9ページからの第2章では「推進計画の性格」として、計画期間及び長期計画と実施計画、東久留米市の役割を述べています。11ページからの第3章では「推進計画の基本的な考え方」として、東久留米市における特別支援教育の現状と課題、計画の基本理念及び指針を述べています。

【基本理念】は「共生社会の実現」としており、「【指針1】一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実」、「【指針2】特別支援教育についての理解促進」、「【指針3】地域や関係機関との新たな連携の整備」を示しています。第二部ではこの【指針1】から【指針3】に基づいた具体的な取り組みを述べています。15ページをご覧ください。

「【指針1】一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実」に基づき、「2 教育環境の整備」として、(1) 特別支援教室の設置について述べています。ここで述べられている「東久留米市特別支援教室設置計画」についてはこの後審議していただくこととなります。また、パブリックコメントや保護者説明会でいただいた中学校に自閉症・情緒の固定学級を設置してほしいというご意見については、「(2) 固定学級(自閉症・情緒)の調査・研究」として、平成25年度に設置した小学校の固定学級(自閉症・情緒)の状況について継続して調査・研究を行い、小学校への新たな設置や中学校への設置についての検討を行うとしています。次に16ページをご覧ください。「(3) 通級指導学級(情緒等、言語、難聴)における指導・支援の充実」の情緒障害等通級指導学級については、特別支援教室に移行後はこの項目の対象から外れることを述べています。また、この推進計画については9月9日から9月30日までパブリックコメントを実施しており、その内容の回答については前回の教育委員会で報告しています。

- 直原教育長 何かご質問等がありますか。これについては案の段階でご説明し、今、室長からもありましたようにパブリックコメントの結果についてもご報告したとおりです。よろしければ採決したいと思います。「議案第63号 東久留米市特別支援教育推進計画の策定について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手であり、よって、議案第63号は承認することに決定しました。

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 直原教育長 次に、ただいまの議案と直接に関係しますが、「議案第64号 東久留米市特別支援教室設置計画の策定について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。
- 師岡教育部長 「議案第64号 東久留米市特別支援教室設置計画の策定について」、上記議案を提出する。平成27年10月26日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由は東久留米市立小学校に特別支援教室を設置する必要があるため。詳しくは担当から説明します。
- 加納指導室長 「議案第64号 東久留米市特別支援教室の設置計画の策定について」、説明します。特別支援教室設置計画は「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」、「特別支援教室の導入ガイドライン」及び「東久留米市特別支援教育推進計画」に基づき作成しました。特別支援教室の設置計画ですが、計画の最終ページの別紙4をご覧ください。小学校13校を4グループに分けています。東ブロックは第二小学校、第六小学校、神宝小学校。

西ブロックは第七小学校、第十小学校、本村小学校、下里小学校。南ブロックは第五小学校、第九小学校、南町小学校。北ブロックは第一小学校、第三小学校、小山小学校としています。拠点校は東ブロックと西ブロックが通級指導学級のある第六小学校と第七小学校、南ブロックが第九小学校、北ブロックが第一小学校を計画しています。現在、発達障害などにより、特別な支援が必要な児童は第六小学校と第七小学校にある通級指導学級へ在籍校から通っていますが、今後は拠点校にいる巡回指導教員が各小学校の特別支援教室に行き、在籍校において取り出しの指導などを行うようになります。東ブロックと西ブロックについては平成28年度から、南ブロックと北ブロックについては平成28年度中に準備し、平成29年度から巡回指導を開始する計画です。次に報告書の2ページをご覧ください。東久留米市特別支援教室設置検討委員会ではこの設置計画のほか、設置に当たっての方針についても開設準備委員会へ向け示しています。2ページの下に「(4) 設置に当たっての方針」について説明します。まず、児童が所属する学級の中で他の児童とともに有意義な学校生活を送れることを目的として特別支援教室を設置します。【指導に関すること】の方針として、巡回指導教員は通常の学級の担任と連携して指導に当たることで、児童一人一人が抱える困難さをより効果的に改善する。二つ、巡回指導教員は担当する児童に対して特別支援教室での指導だけでなく、状況に合わせて所属する学級での指導も取り入れていく。三つ、巡回指導教員は児童の状況に応じて指導内容及び指導時間、指導方法の見直しを柔軟に行います。また【児童・保護者に関わること】として方針を示しています。保護者が拠点校での通級方式の指導を希望した場合、基本は在籍校での巡回指導ですが、当該児童にとって必要であると教育委員会が判断した場合は、月に1～2回程度できるようにします。保護者が小集団での指導のみを拠点校での指導を希望した場合、基本は在籍校での巡回指導ですが、当該児童にとって必要であると教育委員会が判断した場合は、保護者の送迎を前提に月に1～2回程度できるようにします。またこうしたことについては、保護者説明会を5月と6月の2回実施しています。9月9日から9月30日までパブリックコメントを行い、その状況については前回の教育委員会で報告しています。

- 直原教育長 これも案の段階で議論を一度行っていますが、改めてご質問はありますか。
- 名取委員 この設置計画が策定された後の保護者への説明については計画がありますか。
- 加納指導室長 今後の保護者説明会ですが11月24日(火)に第六小学校で、11月26日(木)に第七小学校で、通級指導学級に通う児童の保護者を対象とした説明会を開く予定です。なお、通級指導学級に通う児童の保護者にはその保護者会の通知の中で、本日の教育委員会で東久留米市特別支援教室設置計画を策定することを伝えていきます。
- 直原教育長 よろしければ採決に入ります。「議案64号 東久留米市特別支援教室設置計画の策定について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

全員挙手であり、よって、議案第64号は承認することに決定しました。

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 直原教育長 続いて「議案第65号 平成27年度東久留米市一般会計(教育費)12月補正予算(案)について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。
- 師岡教育部長 「議案第65号 平成27年度東久留米市一般会計(教育費)12月補正予

算（案）について」、上記議案を提出する。平成27年10月26日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長に教育委員会の意見を述べる必要があるためです。内容については歳入歳出ともに各担当から説明します。

- 遠藤教育総務課長** 最初に教育総務課にかかわる補正予算（案）について説明します。最初に歳入予算です。資料の「歳入」の「2 都補助金の増額」をご覧ください。東京都が「東京都公立学校施設冷房化緊急支援特別事業実施要綱」の一部改正を行い、補助対象となる特別教室の範囲を拡大したことにより、今年度空調機を設置した市立東中学校の調理室及び木工室が補助対象となったため、当該対象額の74万6,000円を増額するものです。続いて、歳出予算について説明します。資料の「歳出」の「1 東京都中学校美術教育研究会特別分担金の増額」です。本件は平成28年2月5日に東村山市において、本市のほか、東村山市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市、西東京市の6市のブロックと、ほかの二つのブロックが中心となり「東京都中学校美術教育研究大会第10ブロック大会」が開催されることになり、特別分担金の納入依頼がありました。この研究会では東京都の全区市町村を11ブロックに分けており、今年度は8、9、10の3ブロックが合同で大会を開催するものです。本市は第10ブロックに属していますので、本特別分担金7万円を補正するものです。続いて、「7 工事請負費（中央中学校大規模改造工事）」の減額について説明します。本件は、今年度、国からの学校施設環境改善交付金の大規模改造事業の不採択を受け、工事を予定していた中央中学校体育館の大規模改造工事の工事内容を変更したことにより、歳入で4,196万1,000円の減額、歳出で1億2,600万円の減額をするものです。
- 傳学務課長** 学務課では「歳出」の2と3になりますが、就学援助費の補正を考えています。認定基準は昨年同様の基準を用いていますが、年度が始まり就学援助の受付及び審査をしたところ、認定された人数について小学校では見込みを下回り、中学校では見込みを上回ることから予算の過不足が生ずるため、それぞれ小学校では減額、中学校では増額の予算をお願いするものです。
- 加納指導室長** 指導室ではまずは2ページの「4 日本語学習指導講師謝金の増額」があります。こちらは日本語学習指導講師の派遣が必要となる外国人や帰国子女の児童・生徒数が、当初の見込みを上回ったため予算額に不足が生じることから増額するものです。続いて、「5 教師用教科書及び指導書購入費の減額」です。今年度については小学校の教科書改訂により、教師用教科書及び指導書を新たに買いそろえる年度でした。指導書セットについては教師が共有して使用可能なものもあり、当初見込んでいた数量以下の購入で済んだものがあります。2学期に入り、下半期に必要な指導書等の購入も済み、不用額が確定したために減額するものです。続いて、「6 外国語指導業務委託料の減額」です。ALT業務委託により小学校5～6年生の外国語活動のALT活用については、今年度から業務委託で実施しています。業者選定を競争入札で行った結果、予算額よりも安い価格で契約を締結することができたため、契約差金が生じたことにより減額するものです。3ページの「8 特別支援教室設置条件整備事業の増額」です。所管は「教育総務課」とありますが、特別支援教室にかかわるものなので、指導室から説明します。都支出金として教材費等が30万円×7校分、教室整備費として70万円×3校、36万円×1校、28万円×1校という内容の都の支出金により各学校の教室を整備し、教育消耗品または教材備品等を購入していくものです。

- 市澤生涯学習課長 生涯学習課にかかわるものは歳入の「1 国庫補助金の増額」です。平成27年度中に実施予定である「東久留米市青少年センター」の耐震補強工事が、平成27年度において実施される学校施設環境改善交付金事業の社会体育施設耐震化事業として決定され起工が完了したことから、歳入として473万4,000円が決定したものです。
- 直原教育長 ご質問等がありますか。
- 名取委員 中央中学校の大規模改造は老朽化対策事業が不採択となって、事業内容を変更したということですがどういうことですか。伺っただけではイメージがつかめないのですが。
- 遠藤教育総務課長 今年度に中央中学校の体育館の老朽化による大規模改造を予定していましたが、国の交付金が今回は不採択になったということです。
- 名取委員 まだ国が了承していないということですか。
- 遠藤教育総務課長 この交付金が東京都全域で採択されているところはありません。本市も交付が受けられないことになり、今年度については工事を断念した結果、この部分について減額するものです。
- 名取委員 工事は何もしないということですか。
- 遠藤教育総務課長 老朽化の部分、要するに交付金を受けられない部分については工事を行いません。
- 名取委員 それ以外の所は行うのですか。
- 遠藤教育総務課長 そうです。耐震化に対応するものについては交付金が付いていますので、現在進行中のものですがそのまま行います。
- 名取委員 耐震化だけは行うということですね。
- 遠藤教育総務課長 そうです。
- 直原教育長 背景ですが、今年度は文部科学省の補助金の交付に当たり、耐震改修について全国的に見るとまだ進んでいない地域があり、そちらに重点的に補助金を措置するということです。従来ならば当然ついていた老朽化対応の部分については全国的に不採択になっています。その関係で、本市も国の補助金がつかない中で執行するのは困難だろうということで、次年度以降に見送ったという事情です。
- 名取委員 一緒に工事ができたら安くできましたね。
- 直原教育長 ほかはよろしいでしょうか。それでは採決に入ります。「議案65号 平成27年度東久留米市一般会計（教育費）12月補正予算（案）について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手であり、よって、議案第65号は承認することに決定しました。

◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 直原教育長 次に「議案第66号 東久留米市スポーツセンター指定管理者の指定の依頼について」を議題とします。教育長部長から説明をお願いします。
- 師岡教育部長 「議案第66号 東久留米市スポーツセンター指定管理者の指定の依頼について」、上記議案を提出する。平成27年10月26日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。1 指定管理者を指定する施設、東久留米市スポーツセンター。2 指定管理者、名称、東京ドームグループ。所在地、東京都文京区後楽一丁目3番61号。団体の構成、株

株式会社東京ドーム（代表者）、株式会社東京ドームスポーツ（構成団体）、株式会社東京ドームファシリティーズ（構成団体）。3 指定期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間。提案理由は、平成27年第4回市議会定例会付議案件として提出予定の東久留米市スポーツセンター指定管理者の指定を市長に依頼する必要があるためです。詳しくは担当から説明します。

○市澤生涯学習課長 東久留米市スポーツセンターの指定管理者の指定期間が平成27年度末で満了するに当たり、東久留米市指定管理者選定委員会を開催しました。応募者から提出された応募書類の内容審査やプレゼンテーションを行い、表記の事業者に決定したところですので審議のほどよろしくをお願いします。

○直原教育長 ご質問等がありますか。

○尾関委員 スポーツセンターの指定管理者制度はいつから始まって、その会社はどのような会社だったのですか。

○市澤生涯学習課長 現在の指定管理者が最初から指定管理者として入っており、2期10年終了するところです。今度が3期目ということになります。

○尾関委員 ほかに今回、入札に参加したところはあったのですか。

○市澤生涯学習課長 スポーツセンターを見学する内覧会には数社が来ていましたが、最終的に応募があったのは1社のみでした。

○直原教育長 よろしいですか。ほかになれば採決に入ります。「議案第66号 東村山市スポーツセンター指定管理者の指定の依頼について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手であり、よって、議案第66号は承認することに決定しました。

◎諸報告

○直原教育長 諸報告に入ります。まず「①東久留米市教育振興基本計画〔改訂版〕（案）の検討状況について」から、順次説明をお願いします。

○遠藤教育総務課長 「①東久留米市教育振興基本計画〔改訂版〕（案）の検討状況について、ア）東久留米市教育振興基本計画〔改訂版〕（案）に対するパブリックコメントの実施結果」について報告します。現在、東久留米市教育振興基本計画の改訂を進めています。委員の皆様には9月に開催した第9回定例会において、同計画（案）について報告しました。その後、広く市民のご意見を伺うためにパブリックコメントと懇談会を開催しています。パブリックコメントからご説明します。この計画（案）に対して、9月15日から10月16日までの20日間、実施しました。そのご意見に対する市教育委員会の考え方をまとめたものが、資料の「東久留米市教育振興基本【改訂版】（案）に対するパブリックコメント」です。6人の方から18件にわたるご意見をいただいています。主なものを幾つか報告します。教育総務課でお答えしたものは「1 教育委員会の役割について」及び「2 「大綱」及び「教育振興基本計画【改訂版】それぞれに「憲法」の概念を入れてはどうか」についてです。いずれもご意見に対する回答の基本的な考え方として、教育委員会では教育目標を実現するため、教育振興基本計画に基づいて教育行政を推進していくという内容としています。

続いて関連する各課から報告します。

○**傳学務課長** 学務課に関連するご意見は2件ありました。「7 食育の推進」については、食育に関して学校給食が民営化しないしてほしいというご意見でした。これに関しては、食育の根幹をなす献立の作成や食材の選定・調達、給食指導等はこれまでどおり委託にはしないということ。また、給食の安全・安心のため給食の調理業務委託は推進していくと回答しました。5ページの「14 学校の適正規模・適正配置」についてのご意見は、学校統廃合のためだったならば反対であるというものです。これに関しては、平成14年に教育委員会で定めた「東久留米市学校再編成計画」に基づき、文部科学省の手引きに照らし、現在検証を行っているところだと答えています。

○**加納指導室長** 指導室には幾つかご意見をいただきました。「3 人権尊重教育の推進」では、憲法をベースに考えているのかというご質問でしたので、市教育委員会では国が策定した「人権教育・啓発に関する基本方針」及び「東京都人権施策推進方針」等に基づき、人権教育を推進していきますと答えています。4番と5番「道徳教育の充実」ですが、4番については、子どもたちと本音と建前を使い分けるような人間にはいけないというご意見をいただいておりますが、一人ひとりの児童・生徒が道徳的な課題を自分自身の問題ととらえ、向き合う「考える道徳」「議論する道徳」への転換を図る。本市の小・中学校では、改正された学習指導要領の内容を一部先取りして実施すべく準備を進めていきますと答えています。5番では「『道徳』教育をただ強調することについては慎むべきである」とあり、同様に問題的に学習と取り入れた指導方法の工夫など「考える道徳」「議論する道徳」への転換が図られています。こうした趣旨に沿って道徳の授業を改善するとともに、家庭・地域社会との連携を推進していきますと答えています。「6 不登校問題への対応」については、親を支え、子どもの居場所を学校以外でもつくること。そして地域で子ども支え、親を支えることが必要である。このことを計画に反映してもらいたいとあります。不登校問題の対応については学校だけではなく、適応指導教室、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど関係諸機関とともに家庭や地域との連携も大切であるということがありますので、さらに連携を強化し、組織的・多面的に不登校児童・生徒を支援していきますと答えています。「8 基礎的・基本的な学力の定着では学力について質問された」とらえていますので、学校教育法で示されているとおり、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力、そのほかの能力を育み主体的に学習に取り組む態度を養うことに意を用いていきますと答えています。「9 現行計画にある『家庭との連携に学習習慣の確立について』」ですが、こちらが大事ではないかということでしたので、「家庭学習の積極的な展開」は「基礎的・基本的な学力の定着」の具体的な施策として、「情報モラル教育の推進」は「いじめ防止教育の推進」の具体的な施策として述べていきますと答えています。「10 地域社会の活性化に貢献できる人間の育成」ですが、豊かな自然は東久留米の魅力であるから、そうした自然を生かして体験活動を大いに進めてもらいたいというご意見でした。東久留米市の豊かな自然を活用して理科、生活科、総合的な学習の時間などで十分積極的に取り入れていきたいと考えています、と答えています。「12 学校図書館の充実」ですが、こちらについては学校図書館をさらに充実させていってもらいたいというご意見でした。学校図書館の充実を図るためには、27年度から全小・中学校に学校司書を委託により配置しました。活用状況等を検証し、学校図書館のさらなる充実を図ってまいりますと答えます。

また、12番でも同様に学校図書館を十分に整備して活用しやすいようにしてもらいたいということで、同様に答えています。「13 教科書採択の適正な実施」は教科書採択に際して、さまざまな検討をしていってほしいというご要望でした。それに対しては法令や通知に従い、本市の市立小・中学校において使用する教科書の採択については、本市教育委員会の権限と責任において、公正かつ適正に行っていきますと答えています。

○岡野図書館長 図書館については4人の方から5件のご意見をいただいています。主には二つのご意見です。一番目は項番でいうと11番、15番、18番のご意見で、図書館の充実のため、あるいは学校との連携を進めるために、指定管理者による図書館の運営ではなく市が直接運営してほしいというものです。これについては「15 図書館サービスの充実」のところの市の考え方で示していますが、地区館に導入した指定管理者の成果については現在検証を進めています。検証がまとまりましたら、その結果を踏まえ図書館の一層の充実を図っていきますということで、図書館は現在、図書館のあり方検討委員会を実施しており、地区館の検証も含め、今後のあり方を中長期的に検討していますので、このような回答にしています。もう一つのご意見は、「17 図書館サービスの充実」のご意見になります。特に図書館の歴史的な行財政資料、地域資料の収集・保存について【方向性】の中に「公文書管理の中心的機関として中央図書館利用の可能性を検討します。」という項目をつけ加えたらどうかというご意見でしたので、公文書管理の今後については教育委員会だけではなく、市長部局やあるいは計画にありますように、計画の中では図書館と文化財担当が連携して研究をしていくとしています。今後市長部局や文化財担当と連携して検討を進めていきますという考え方をお答えしています。

○遠藤教育総務課長 続いて、東久留米市教育振興基本計画策定等に関する懇談会ですが、10月13日に第1回目を開催しており、その会議録がまとまりましたのでそれによって報告します。表紙の裏面に懇談会の委員名簿があります。各分野から委員を選出いただきました。会議録の詳細については後ほどご覧いただければと思いますが、第1回目の会議での主なご意見を紹介します。不登校に関しては昨年度と改訂版とでは記述の違いがある。どのような分析によったものなのか。二つ目が、就学支援シートは全児童の保護者に提出してもらえないか。次に、スポーツ環境の整備を進めると計画にあるが多額な予算がかかる、5年間の計画期間の中でできるのか。続いて、地域社会の活性化に貢献できる人間の育成とあるが、地域の歴史について学ぶ場を設けることに触れられていない。小学校高学年から中学生にかけて教える必要があるなどのご意見がありました。次回の会議ではこれらの質問にお答えし、さらに意見交換を深めていきたいと考えています。会議録については今後文言整理が必要な部分が出てくることもありますので、部分的に修正をしていただくことについてご了承願います。

なお、東久留米市教育振興基本計画〔改訂版〕については、11月6日に開催される第11回教育委員会定例会でご決定をいただき、その後に庁議にかけ、第4回定例市議会にて行政報告をする予定です。

○直原教育長 ただいま教育振興基本〔改訂版〕の策定状況についてパブリックコメントと、懇談会の開催状況についてご報告しましたが、以上について何かご質問はありますか。

○尾関委員 懇談会は何回開くのですか。

○遠藤教育総務課長 2回を予定しています。2回目は明後日の28日の午後に開催する予定

です。

- 尾関委員 まだ少し読んだだけですが、2時間以上も協議されており、非常に熱心な議論があったと思います。委員の方にはよく御礼を言っていただきたいと思います。
- 直原教育長 ほかにはよろしいですか。次の報告事項をお願いします。
- 遠藤教育総務課長 諸報告「②東久留米市の財政分析について」です。このたび市企画経営室から「東久留米市の財政分析～平成26年度決算で見る現状と課題～」が示されました。本日お配りしたものです。本来であれば市企画経営室が説明を申し上げるところですが、時間の制約もありますので配付だけとさせていただきます。ご覧いただき、ご質問等ありましたらお受けしますのでよろしくをお願いします。
- 直原教育長 これについては機会があればお読みいただき、ご質問があれば別途出していたくという扱いにさせていただきたいと思います。ほかに報告事項はありますか。
- 岡野図書館長 図書館から報告させていただきます。先週末から読書週間が始まっており、図書館も読書の秋ということで、事業をいろいろ計画して実施していますのでご案内します。東久留米市子ども読書活動推進計画は第二次計画になっており、今年は3年目になります。本市では読書週間の間に「子ども読書週間」を毎年催しており、今年度は長く市内に在住で東久留米市を舞台にした作品もたくさん書かれていて、昨年亡くなった古田足日さんの作品を展示し、1階では子ども用の本の展示、2階では地域資料の展示等を行っています。今年、古田先生の追悼の本も出版されており、図書館でも協力しています。現在は、文化財ウィークと連動して「柳窪・村野家住宅」顧想園さんの展示も文化財担当やNPO法人のご協力も得て、ギャラリートークなどもさせていただきながら写真や資料を展示しています。また、最後のブルーのチラシは予告ですが、11月に毎年行っている地域資料展のPRです。今年度は川をテーマにして展示を行おうと計画しています。『東のくるめと隣のめぐる』という東久留米市を舞台にした市内在住のコミック作家の我孫子さんのご協力を得て漫画の原画等も飾らせていただきながら、東久留米市の川についてご案内するものです。委員でお近くにお越しの際は中央図書館にお立ち寄りいただければと思います。
- 直原教育長 続いて、委員からお願いします。
- 細川委員 先日、10月9日に「東京都市町村教育委員会連合会管外視察研修会」に参加してきました。立川に各市町村の教育委員と事務局職員が集合し、栃木県と群馬県にわたり視察を行いました。午前中は多胡碑記念館、高山社跡、蚕を育てる学校を、午後は富岡製糸場を見学しました。ここでは一人ずつワイヤレスイヤホンを用意され、1グループ約20人ずつでしたが、耳元で直接ガイドの話が聞けるようになっていました。ガイドがいてこそ富岡製糸場だと思いました。ガイドの説明がないと、レンガの建物建築を見学しただけのようになってしまうからです。説明もとても分かりやすく丁寧で、1コース40分間ぐらいでしたがとても勉強になりました。お蚕さんにも触ってきました。行き帰りの車中ではレクリエーションと称し、各市の教育行政の特徴などを話す機会があり、私は4月以降の東久留米市の教育委員会制度が大きく変わったこと、5月には市長が「大綱」を制定したこと、そのために、前年度の教育委員会に市長が3回も出席されるということとはあまりほかの市ではないだろうということなので、そのことも伝えてきました。青梅市も11月から新教育制度に移行するということでした。また、どの市も子どもたちの学力低下に悩んでいるということで、福生市では学校の中の階段の一つひとつに英語力向上のために一段目から順番に「One・

Two・Three」と付けているそうです。しかし東久留米市でも第七小学校では既にやっていることなので、東久留米市は他市より少し先行しているかなと思いました。青梅市では毎週月に2回、土曜日には「サタデースクール」「フリースクール」などを行っており、例えば、5年生の内容が分からないときは一つ前の4年生に戻って去年の課題を基礎から勉強しているそうです。そういう学習をしていかないと学力低下は向上していかないのではないかとということでした。車中揺られながら、各市町村の委員の皆さんと学力低下問題ほかについて意見交換をしました。以上です。

◎閉会の宣告

○直原教育長 以上で平成27年第15回教育委員会臨時会を閉会します。

(閉会 午後6時10分)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成27年10月26日

教育長 直原 裕 (自 署)

署名委員 細 田 初 雄 (自 署)